

特定非営利活動法人(NPO)への道

東村山町は昭和 39 年に市制を施行し、町から市に昇格しましたが、その頃から、体育による町起しに力を入れており、同じ年に体育協会が設立されています。

昭和 53 年に文化連盟が発足し、活動を重ねるに従って次第に文化の力で市民の活力を高めて行こうとする気運が高まって来ました。

やがて「文化と体育は市民活動の車の両輪である」という言葉が言われるようになり、平成 10 年には文化連盟から文化協会に名称変更して文化活動に力が入ってきました。

体育協会は行政との協働を進めるために、行政の支援を得て平成 16 年に社団法人となりました。(現在は公益社団法人)

文化協会も法人化を考えましたが、必要な資金の裏付けが得られないために社団法人は望むべくもなく、出来るのは NPO 法人しかないということで、平成 16 年から担当部署を設けての研究に取り掛かり、平成 18 年には具体的に動き出しました。飯田橋にある NPO を支援する NPO「東京ボランティアセンター」には随分お世話になりました。

翌年、理事会内に NPO 準備委員会を設け、先行して NPO となっていた東久留米市文化協会を訪問して教えを乞うたり、定期的に行政と打合せを重ねて定款の作成を進めたりしました。理事会で NPO としての組織、財政面の計画、活動内容等の検討を重ね、平成 21 年に NPO 法人となるための設立総会を開催しました。総会で NPO になることが決議されましたので直ちに東京都に NPO 法人の設立を申請し、年末には認可が下りました。翌年 1 月早々に法人登記をして NPO 法人が発足したわけです。

法人格を得たことで、行政からの事業委託を受けることがかなり容易になりました。

以後は「多摩六都フェアフレッシュコンサート」を NPO 法人として市の委託を受けて実施してきました。平成 27 年からは東村山市主催の「東村山フレッシュコンサート」となり、本協会は共催の立場で実施しています。

また、NPO となったことにより、賛助会員制度を作れましたので、多くの企業の方々に賛助会員になっていただき、賛助会費という形で資金支援をいただいておりますので、活動の幅を広げていくつもの公演事業を実施出来るようになりました。

これからも NPO として市民の皆様にご親しまれる活動を続けて参りますのでご支援をよろしくお願い致します。

21生都管法特第1640号
平成21年12月25日

認 証 書

住 所 東京都東村山市秋津町四丁目1番地33

氏 名 村上 俊二

平成21年9月7日付で申請のあった下記の特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法第12条第1項の規定に基づき、認証します。

東京都知事 石原 慎太郎
記

1 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人東村山文化協会

2 代表者の氏名
村上 俊二

3 主たる事務所の所在地
東京都東村山市秋津町四丁目1番地33

東京都知事 石原慎太郎名の認証書